

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	登 録 番 号
富士通 (株)	神奈川県川崎市中原区 上小田中4-1-1	9-630153
日本電気 (株)	東京都港区芝5-7-1	9-630224

2 指名停止措置期間

平成28年8月4日 ～ 平成28年11月3日 (3か月間)

3 指名停止措置の適用範囲

常陸太田市が発注する物品の購入及び役務の提供

4 事実概要

1に掲げる者は、東京電力ホールディングス (株) が発注する特定電力保安通信用機器について、納入価格の低落防止を図るため、納入予定メーカーを決定し、納入予定メーカーが納入できるようにすることにより、公共の利益に反して、取引分野における競争を実質的に制限したとの事実を理由に、平成28年7月12日、公正取引委員会から独占禁止法第3条 (不当な取引制限の禁止) の違反事業者であるとして公表された。

5 指名停止理由

公正取引委員会から独占禁止法第3条の違反事業者として公表されたことは、「常陸太田市物品調達等契約に係る指名停止等措置要領」別表第4号 (2) に該当する。なお、課徴金減免制度の適用事業者として公正取引委員会から公表されていることから、指名停止等措置要領第3条第3項を適用して2分の1の指名停止期間に短縮する。

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為) 4 (2) 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、契約の相手方として不相当と認められるとき。 第3条第3項 (指名停止の期間の特例) 有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号又は前項各号の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮し、又は指名停止を行わないことができる。	当該認定をした日から 6か月以上12か月以内

問 い 合 わ せ 先

茨城県常陸太田市総務部契約管財課契約検査係

茨城県常陸太田市金井町3690

電話 0294—72—3111